

「有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&A」の改正について(案)

(問82) 平成17年の改正において、生産の方法についての基準の中で、新たな事項として一般管理及び育苗管理の項が設けられたのはなぜですか。

(答)

- 1 改正前においても、有機栽培を行うに当たっては、肥料や農薬以外の収穫以前の栽培の管理についても、化学的に合成された物質が添加されており植物や土壌に施す又は接触することにより有機農産物や有機のは場を汚染する恐れがある資材については、当然のことながらその使用を認めることはできなかつたところですが、生産行程管理者等の関係者に対してその旨周知徹底するため、~~今回の改正において~~そのことを一般管理として明文化したところです。
- 2 また、育苗箱、育苗ポット等、有機ほ場以外において有機の育苗を行う場合における基準についても、改正前の規格においては不明確であったことから、育苗管理の項において明確化したところです。

(問~~111~~83) 古紙に由来するマルチ資材は、古紙の原材料に制限があるのですか。  
~~また~~、基準で示している「製造工程」とは、最終の商品の生産に該当する行程のことですか。  
また、生分解性マルチは一般管理で使用可能ですか。

(答)

主に段ボール古紙を原材料とした脱墨パルプを使用した資材を想定して~~います~~。~~また~~、おり、基準に示している「製造工程」とは、原材料の古紙を最終製品の農業資材にまで加工する行程を指します。また、生分解性マルチは使用できません。

(問~~112~~84) 種子が帯状に封入された農業用資材について、~~種類は問わないので~~  
~~す~~かコットンリントー由来に限定したのはなぜですか。また、帯状ではなくシート状の資材の利用は可能ですか。

(答)

~~種子~~が帯状に封入された農業用資材について、現状では天然素材に限定したものを入手

~~することは困難な状況です。このため、暫定的に平成18年改正の施行後、3年間に限り素材を問わずその使用を認め、期間終了までに技術普及の状況と資材の入手可能性を勘案し、適合性評価を再度行い、その結果を踏まえ、使用できる素材の対象範囲等を見直すこととしています。~~

種子が带状に封入された農業用資材については、その素材としてポリビニルアルコール、コットンリントナー及びパルプの三種類がありましたが、その中で、資材の製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないコットンリントナー由来の再生繊維を原料とするもののみを使用可能資材としました。

なお、形状は種子を封入するために必要な幅の带状の資材に限定しており、マルチ資材を兼ねるようなシート状の資材は該当しません。

~~(問86) 着色石松子は使用できますか。~~

**「削除」**

~~(答)~~

~~大玉受粉の際に使用する花粉の増量剤である着色石松子に関しては、平成17年の改正で使用禁止資材が定義され、使用禁止資材にあたることとなる一方で、代替物質が開発されていないことから、1年間の経過措置期間が設けられていました。しかしながら、依然として代替物質が開発されていない現状を踏まえ、JAS調査会等での議論の結果、例外的に着色石松子については猶予期間を設定し、平成18年度改正の施行日から3年間の猶予期間を設けることとしました。~~

(問9495) 有機農産物の生産において、やむを得ない場合に使用できる資材の基準にはどのようなものがありますか。

(答)

- 1 有機農産物の生産において、やむを得ない場合についてのみ使用することができる資材については、有機農産物のJAS規格の別表において列記されており、その資材の原材料の由来については同表の基準欄において示されているところです。
- 2 また、農薬、肥料及び土壌改良資材については、JAS法施行令第10条において、使用することがやむを得ないものとして、農林水産大臣が定めたもの（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）以外の資材については、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を使用してはならないこととされています。  
例えば、この告示に規定されていないマシン油乳剤等については、有効成分が化学合成されたものは使用できません。
- 3 なお、有機JAS規格の別表に掲げられた資材を、使用に当たって必要な製剤化する等の調製を行う場合においても、肥料及び土壌改良資材並びに調整用等資材については、

同規格第4条において「製造工程において化学的に合成された物質を添加していないものに限る」とされているところです。

(参考) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を定める件(平成十二年農林水産省告示第千五号)

次の一及び二に掲げる農薬、肥料及び土壌改良資材であって、その有効成分が化学的に合成されたものをいう。

一 農薬

硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、~~硫黄・大豆レシチン水和剤~~、硫黄・銅水和剤、食酢、水和硫黄剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、磷酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤

二 肥料及び土壌改良資材

硫黄、塩化カルシウム、消石灰、微量元素の供給を主たる目的とする肥料、リン酸アルミニウムカルシウム、食酢及びリグニンスルホン酸塩

(問~~97~~98) 平成17年の改正において、有機農産物のJAS規格の別表1から、魚かす粉末から蒸製骨粉までの資材が削除されていますが、これらの資材は有機農産物の栽培に使用できないのですか。

(答)

有機農産物のJAS規格の別表1の内容を精査・整理したことに伴い、改正後のこれらの資材については、「食品工場及び繊維産業工場からの農畜水産物由来の資材」、「と畜場~~及び又は~~水産加工場からの~~加工~~動物性産品由来の資材」に含まれることとなります。

このため、同規格第4条の「ほ場における肥培管理」の項に記載されている基準を満たし、かつ別表1の当該資材の基準に記されている、「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。」の条件を満たしていれば、有機農産物の栽培に使用することができます。

(問~~98~~99) 「貝化石肥料」は別表1の使用できる資材から削除されましたが使用できないのですか。

(答)

~~今回~~平成18年の改正において、別表1の肥料については、肥料の規定方法を肥料取締

法の名称にかかわらず、できるだけ具体的にポジティブリスト化する規定ぶりに改めることとしました。このことから、「炭酸カルシウム肥料」を「炭酸カルシウム」と改めるとともに、「貝化石肥料」についても主成分が炭酸カルシウムと同一であることから、「炭酸カルシウム」として取扱うこととしたところです。従って、「貝化石肥料」は~~現行どおり~~使用可能です。また、「サンゴ化石」についても使用可能です。

(問~~101~~ 102) 「製糖産業の副産物」が別表1に~~追加されることとなりましたが~~掲載されていますが、製糖産業では一般的に化学処理工程があり、このような製造工程から得られる副産物は使用できないのではないですか。

(答)

製糖産業からの副産物については、コーデックスガイドラインに準拠して~~別表1に追加することとして~~おり、製糖工程における化学的処理の有無は問いません。ただし、製糖産業からの副産物に化学物質を添加したものは使用できません。

なお、製糖産業以外から産出される廃糖蜜は、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」として、その基準を満たせば使用可能です。

~~(問102) 別表1に「リグニンスルホン酸塩」が追加されましたが、肥料及び土壌改良剤として使用は可能ですか。~~ 「削除」

~~(答)~~

~~リグニンスルホン酸塩は、植物由来の物質であるが化学処理を受けている物質です。コーデックスガイドラインでは、肥料及び土壌改良資材として使用できる資材のリストに明示はされていないものの、やむを得ない場合には結合剤の場合に限り化学的処理が認められています。~~

~~このことから、今回の改正においては、コーデックスガイドラインに準拠し、「リグニンスルホン酸塩」を肥料の造粒剤及び固結防止剤に限り使用可能としました。従って、肥料の造粒剤及び固結防止剤以外の用途には使用はできません。~~

(問103) その他の肥料及び土壌改良資材が改正されましたが、どのような資材が使用できるのですか。

(答)

1 有機農産物の栽培におけるほ場等の肥培管理は、当該ほ場において生産された農産物

の残さに由来する堆肥、あるいはその地域に生育する生物の機能を活用した方法のみによって行うことが原則であり、やむを得ない場合に使用できる肥料及び土壌改良資材についても別表1に掲げられた資材のみ使用できるとされています。

- 2 ~~今般の改正で、別表1に掲げられた資材のうち、「その他の肥料及び土壌改良資材」が「上記のこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる」肥料及び土壌改良資材に改正されましたものです。~~
- 3 このため、当該項目に掲げられた基準を満たしている資材であっても、別表1に掲げられた他の資材で代替することが可能な資材については使用できず、別表1に掲げられた他の資材を使用しなければなりません。
- 4 また、農薬取締法に基づき特定防除資材に分類されるなど、病虫害の防除効果を有することが客観的に明らかである資材についても使用することはできません。

~~(問108)「天敵等生物農薬及び生物農薬製剤」が「天敵等生物農薬」に改められたことによって、現行の解釈とどのように異なるのですか。 「削除」~~

~~(答)~~

~~生物農薬製剤という文言を削除した理由は、微生物が産出する物質を精製、濃縮した農薬の中にはコーデックスガイドラインで有機に用いる資材として認められない抗生物質等が含まれていることから、これらの製剤が使用不可であることを明確化しました。~~

~~なお、「天敵等生物農薬」と改正されても、改正前のQ&A(問97)の現行の解釈と変更ありません。~~

~~(要問112-110) 育苗培土の粘度調整のための資材(ポリビニルアルコール及びポリアクリルアミド)の利用は可能ですか。~~

~~(答)~~

タマネギ栽培において、苗を移植するためには、育苗培土に一定の粘度を与えることが必要です。しかしながら、現時点では粘度調整資材としては、天然物質又は天然物質由来のものが開発されておられません。こうした状況を踏まえ、タマネギ栽培においては、有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号)第4条の育苗管理の項及び別表1の規定に関わらず、平成22年2月31日までの間は、やむを得ず使用する場合に限り、粘度調整資材として、ポリビニルアルコール及び、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものの使用を認めることとします。

~~なお、平成22年4月までの間に、天然物質又は天然物質由来の粘度調整資材の開発~~

~~技術普及の状況や、ポリビニルアルコール及びポリアクリルアミドの環境への影響評価等を勘案して、今後の措置を決定するための適合性判定を行うこととしています。~~

~~(問113) 生分解性マルチは一般管理で使用可能ですか。~~

~~「削除」~~

~~(答)~~

~~生分解性プラスチックを含めたマルチ資材の使用について、消費者を含む関係者による検討を行いました。合意が得られたのは古紙に由来するマルチ資材のみでした。~~

~~ただし、その使用も、暫定的に平成18年改正の施行後、3年間に限ることとし、平成21年に今後の技術開発状況と、これらの資材の環境への影響評価等を勘案し、適合性判定を再度行うこととしています。~~